

## 令和5年第2回定例会 提出議案件名一覧表

議案第18号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案 ※9月26日採決済
議案第19号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
議案第20号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例案
議案第21号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第22号	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案
議案第23号	工事請負契約について（二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事）
議案第24号	工事請負契約について（大台警察署庁舎棟ほか建築工事）
議案第25号	財産の取得について
議案第26号	令和4年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第27号	令和4年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第28号	令和4年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号	令和4年度三重県水道事業会計決算
認定第2号	令和4年度三重県工業用水道事業会計決算
認定第3号	令和4年度三重県電気事業会計決算
認定第4号	令和4年度三重県病院事業会計決算
認定第5号	令和4年度三重県流域下水道事業会計決算



## 令和5年第2回定例会9月定例会月会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	12	6		5	1			
審査中分								
計	12	6		5	1			

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の報告を求めるもの
総務地域連携交通	請 1	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて	鈴鹿市平田町 1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 片山智成	龍神 啓介 辻内 裕也 芳野 正英 中瀬 信之 山崎 博 山内 道明 田中 智也 小島 智子 藤田 宜三 村林 聡 長田 隆尚	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
環境生 活農林 水産	請 2	伊賀市阿波地区における産業 廃棄物最終処分場の開発計画 に対する慎重な審査を求める ことについて	伊賀市猿野 1337 番地 阿波地域住民自治協議会 会長 奥井 威夫  ほか 2 名	龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 山内 道明 稲森 稔尚 小島 智子 森野 真治 藤田 宜三 村林 聡 長田 隆尚 青木 謙順	採択	○
環境生 活農林 水産	請 3	客引き等防止条例の制定を求 めることについて	鈴鹿市阿古曾町 19-11 三重県社交飲食業生活衛生同業 組合 理事長 伊藤 素近	龍神 啓介 辻内 裕也 芳野 正英 中瀬 信之 山内 道明 田中 智也 小島 智子 藤田 宜三 村林 聡 長田 隆尚	採択	○

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
医療保 健子ど も福祉 病院	請 4	健康保険証廃止の中止を求め ることについて	津市船頭町津興 1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	吉田 紋華 稲森 稔尚	不採択	
医療保 健子ど も福祉 病院	請 5	医療・介護報酬の臨時改定を行 い医療・介護・福祉で働くすべ てのケア労働者の処遇改善を 求める意見書について	津市船頭町津興 1535-23 三重県医療労働組合連合会 委員長 藤井 新一	吉田 紋華 稲森 稔尚	採択	
医療保 健子ど も福祉 病院	請 6	上げ馬神事における動物虐待 の根絶を求めることについて	多度大社の上げ馬廃止を求める One Team 富森 美保美	吉田 紋華 稲森 稔尚	審査中	
教育警 察	請 7	25 人下限条件をなくし、真の 30 人学級実現を求めることに ついて	四日市市笹川 1 丁目 52-16 吉野 啓子	吉田 紋華 稲森 稔尚	不採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
教育警察	請 8	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 杉戸 雅巳  ほか 3 名	吉田 紋華 芳野 正英 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三	採択	
教育警察	請 9	教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 杉戸 雅巳  ほか 3 名	吉田 紋華 芳野 正英 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三	不採択	
教育警察	請 10	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 杉戸 雅巳  ほか 3 名	吉田 紋華 芳野 正英 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
教育警 察	請 11	義務教育費国庫負担制度の充 実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 杉戸 雅巳  ほか 3 名	吉田 紋華 芳野 正英 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三	不採択	
教育警 察	請 12	県独自の学級編制基準および 教職員配置基準のさらなる改 善と教職員の欠員や不補充を 解消し、確実な配置を求めるこ とについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 杉戸 雅巳  ほか 3 名	吉田 紋華 芳野 正英 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三	不採択	





## 令和 5 年第 2 回定例会 9 月定例会月会議 意見書案一覧表

令和 5 年 1 0 月

## [意見書案]

## ○教育警察常任委員会提出

- 意見書案第 4 号 子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案
- 意見書案第 5 号 学校における防災対策の充実を求める意見書案

## ○議員発議

- 意見書案第 6 号 教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案
- 意見書案第 7 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

## ○総務地域連携交通常任委員会提出

- 意見書案第 8 号 自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

## ○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

- 意見書案第 9 号 ケア労働者の処遇改善等を求める意見書案

## ○議員発議

- 意見書案第 1 0 号 ALPS 処理水の海洋放出を中止するとともに放射能汚染水を増やさない対策を講じることを求める意見書案
- 意見書案第 1 1 号 ブラッドパッチ療法における診療報酬について適切な措置を講ずることを求める意見書案
- 意見書案第 1 2 号 ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書案
- 意見書案第 1 3 号 学校給食費の無償化を求める意見書案



意見書案第4号

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の  
拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月5日

提 出 者

教育警察常任委員長 山 内 道 明



## 子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の2022年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%となり、子どもはおよそ9人に1人の割合で貧困状態にあると言える。

また、総務省発表によると、消費者物価指数は、前年同月比で依然として3%を超えて上昇しており、家計への負担増が続いている。

このような中、国においては、子ども・若者に関する施策、少子化の克服及び子どもの貧困に関する施策を総合的かつ一体的に進めるための「こども大綱」を策定中である。

子どもの貧困対策を含めた子どもに関する施策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組及び関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

令和5年度、本県では国の高校生等奨学給付金制度の給付対象者に対して、物価高騰による学用品等の増額分を支給する補正予算を講じたところである。経済格差が教育格差につながることはないよう、子どもに関する施策についての財源を十分に確保するとともに、就学及び修学保障制度等をより一層充実させることが求められる。

よって、本県議会は、国に対し、子どもに関する施策の推進状況に鑑み、全ての子どもの学びの機会を保障するため、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第5号

学校における防災対策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月5日

提出者

教育警察常任委員長 山内道明





## 学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大時に、国のガイドラインにより避難所でのスペースの適切な分離や必要な備品等が示されたが、自治体間格差が生じるなどの課題が生じており、加えて外国人、高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、改善すべき課題が山積していると言える。これらの課題に対してそれぞれの自治体が十分に対応していくためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、子どもたち等の安全・安心を確保するため、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の更なる充実に取り組むよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

意見書案第6号

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数  
改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月5日

提 出 者

世 古 明

小 島 智 子



## 教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で計画的に35人に引き下げられることとなったが、令和5年度の教職員定数は十分なものとはいえず、中学校、高等学校等での引下げについても示されていない。

また、全国的に教職員の不足を背景とした教職員の未配置の問題が深刻化する中、本県の公立学校においても、年度当初から教職員の欠員が生じている状況、産休若しくは育休の取得者の代替教職員が補充できていない状況又は短時間勤務者での代替となっている状況がみられる。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに全ての校種における学級編制及び教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定及び実施が求められている。

さらに、OECD諸国と比べ、教育費の私費負担割合が大きくなっている現状がある。実際に、光熱水費及び物価高騰の影響、教育のICT化に伴う費用の保護者負担等、家庭への負担は増大している。これらの教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに新たな教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を行うよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第7号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月5日

提出者

世古 明

小島 智子





## 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制及び機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

教育の機会均等を確保し、その水準の維持向上を図る義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置及び資質の向上、教育環境等の諸条件を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、修繕費、通信費等の家庭の負担状況は自治体間で異なっている。また、教員以外の情報通信技術支援員等についても地方財政措置はあるものの、結果として自治体間格差が生じている。教育に自治体間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

自治体の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤を作る上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、義務教育費国庫負担制度が、措置対象の拡大を含め、更に充実するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第8号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月11日

提 出 者

総務地域連携交通常任委員長 喜 田 健 児



## 自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、道路特定財源の一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化につながる。また、自動車関係諸税等の見直しにより、CASEといった次世代モビリティ及びカーボンニュートラルの促進を図ることで、持続可能で誰もが自由に安全な移動を享受できる社会の実現にもつながる。

よって、本県議会は、国に対し、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、下記の措置を講じるよう強く求める。

### 記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税の環境性能割について「被けん引車」を課税対象外とし、種別割の負担軽減を図るための措置を講じ、複雑な課税制度を簡素化すること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講じること。
- 3 車体課税の税収は、CASEといった次世代モビリティの普及促進のための特定財源とするとともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの促進のための特定財源とすること。
- 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車の使用に係るユーザーの負担軽減を図るための措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣





意見書案第9号

ケア労働者の処遇改善等を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月11日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 川 口 円



## ケア労働者の処遇改善等を求める意見書案

国は、令和4年10月に診療報酬、介護報酬等の臨時改定を行い、看護職員処遇改善評価料を新設するとともに、介護職員等ベースアップ等支援加算等を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、自らの感染リスク、様々な行動制限等に耐えながら勤務する看護職員、介護職員等に対し、国が処遇改善の仕組みを新設したことは、一定の評価をするものである。

しかし、これらの処遇改善の対象は一部の看護職員、介護職員等に限り、看護職員及び介護職員その他の医療施設及び福祉施設（以下「医療福祉施設」という。）で働く労働者（以下「ケア労働者」という。）の賃金はなお不満の残るものである。医療福祉施設における処遇改善が十分でないことから、深刻な人手不足が続いている。

これを解決するためには、医療福祉施設への診療報酬及び介護報酬の引上げをはじめとしたケア労働者の更なる処遇改善を行うことが必要である。

また、昨今の急激な物価上昇は医療福祉施設の事業者に深刻な打撃を与えており、これを安定的に運営していくためには、全ての医療福祉施設の事業者に行き渡る緊急の物価高騰対策が必要である。

よって、本県議会は、国に対し、ケア労働者の処遇改善を図ること及び全ての医療福祉施設の事業者に行き渡る緊急の物価高騰対策を講じることを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第10号

ALPS処理水の海洋放出を中止するとともに放射能汚染水を増やさない対策を講じることを求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

吉田 紋華

稲森 稔尚



## A L P S 処理水の海洋放出を中止するとともに 放射能汚染水を増やさない対策を講じることを求める意見書案

令和5年8月22日、岸田首相は、関係閣僚会議を開き、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）によって発生し続けている放射能汚染水を多核種除去設備（A L P S）によって処理した水（以下「A L P S 処理水」という。）の海洋放出を決定し、同月24日午後1時からA L P S 処理水の海洋放出を実施した。

A L P S 処理水には、処理後であってもトリチウムをはじめとした放射性物質が含まれている。岸田首相は、漁業関係者の反対の声を無視して、A L P S 処理水を今後30年にもわたって海洋に放出することを決定した。

かつて、政府及び東京電力は、漁業関係者に対し「関係者の理解なしに<sup>ほご</sup>いかなる処分も行わない」との約束を交わしたが、この約束を反故にして、放出時期を「2023年の春から夏頃」と表明し、海洋放出に向けた準備工事を進めてきた。岸田首相は令和5年8月21日に漁業関係者と面会し、その場でも漁業関係者は「海洋放出に反対であることはいささかも変わらない」と述べたが、「一定の理解を得たと判断した」として海洋放出を行った。

政府及び東京電力は、廃炉を進めるためにA L P S 処理水の海洋放出は先送りできない課題というが、それよりも優先して取り組むべきは放射能汚染水の地下水への流入を防ぎ、放射能汚染水の発生をこれ以上増やさないための抜本的対策である。これに着手しなければ、A L P S 処理水はなお増え続ける。

原発事故から12年が経過した今も被害は続いている。未だ多くの人々が故郷へ戻れず、被害者への補償も十分に行われていない。

また、農林水産業、観光業等の関係者は、生業を取り戻す懸命の努力を続けているが、復興からは程遠く、とりわけ漁業の水揚げ量は原発事故前の2割程度にとどまっている。今も続く原発事故被害から目を背け、A L P S 処理水の海洋放出を強行し、地元漁業の復興を阻害することは断じて許されない。

よって、本県議会は、国に対し、ALPS処理水の海洋放出を直ちに中止するとともに、放射能汚染水を増やさない抜本的な対策を講じることを求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文



(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

復興大臣

内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）



意見書案第11号

ブラッドパッチ療法における診療報酬について適切な措置を講ずることを求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

吉 田 紋 華

山 崎 博

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

村 林 聡

長 田 隆 尚



## ブラッドパッチ療法における診療報酬について 適切な措置を講ずることを求める意見書案

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力等による外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）は、頭痛をはじめとする様々な症状により日常生活を大きく阻害する疾患である。これまで、この疾患に苦しんでいる患者の声が全国各地から国に数多く寄せられていた。その後、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成 28 年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

このことにより、これまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が保険診療としてブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用 J 007-2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、<sup>けい</sup>頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、現状では同治療に対する保険診療上の評価がされていない。

よって、本県議会は、国に対し、保険適用後の新たな現状を踏まえ、ブラッドパッチ療法における診療報酬がより公平性及び安全性に配慮されたものとなるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約 10%の患者には起立性頭痛が認められないと公的な研究でも報告があることを受け、起立性頭痛が認められない場合であっても、ブラッドパッチ療法を保険適用の対象とすること。

- 2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、保険診療上の評価を改定すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣





意見書案第12号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

山 崎 博

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

藤 田 宜 三

村 林 聡

長 田 隆 尚



## ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書案

内閣府の調査によると、ひきこもりは全国で15歳から64歳までで146万人おり、その内40歳から64歳までで75.7万人いると推計され、中高年層に及ぶ大きな社会問題となっているが、現状、ひきこもり支援に特化した法律は制定されていない。

これまで、国は子ども・若者育成支援推進法に基づき、ひきこもりの実態調査、困難を有する子ども・若者向けのアウトリーチ研修等を実施しているが、ひきこもりは中高年層に及んでいることから、現行の法律に基づく取組では不十分である。

また、国はひきこもり支援推進事業として、自治体のひきこもり支援の体制整備を支援しているものの、体制整備をしている自治体は約1割しかなく、自治体間格差が顕著となっている。

さらに、関連する福祉制度を組み合わせて支援を行っている自治体もあるが、それぞれの制度の隙間で、支援を受けられない者がいたり、ひきこもり状態に即した支援がなかったりする等、適切な支援が受けられない現状がある。

国及び自治体がこうした現状を踏まえた適切な支援を行っていくためには、ひきこもり支援基本法を制定する必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、ひきこもり支援基本法の制定を強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（若者活躍）

意見書案第13号

学校給食費の無償化を求める意見書案

上記提出する。

令和5年10月11日

提出者

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

山 崎 博

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

藤 田 宜 三

村 林 聡

長 田 隆 尚



## 学校給食費の無償化を求める意見書案

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっており、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与している。

文部科学省の「平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果について」によると、1740自治体のうち何らかの形で無償化又は一部補助を実施しているのは506自治体で、そのうち小学校及び中学校とも無償化を実施しているのは76自治体にとどまっている。

その財政力から無償化の実施が困難な自治体が多く、実施している自治体であってもその財源確保に苦慮している実情があり、多岐にわたる保護者負担の増大に対処するためには、学校給食費の無償化を子ども・子育て政策に位置付けることも重要である。そして、学校教育の一環としての豊かな学校給食を保障するとともに、全国あらゆる学校での給食費を無償とするには、国の財政措置が必要不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、学校給食費の無償化の実現のため、十分な財政措置を講じることを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣(こども政策)

内閣府特命担当大臣(少子化対策)



## 令和5年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その5)

区 分	件 名	概 要										
◎認定 (12件)	<p>【認定第 6 号】 令和4年度三重県一般会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 7 号】 令和4年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 8 号】 令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 9 号】 令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 10 号】 令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 11 号】 令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 12 号】 令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 13 号】 令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算</p>	<table border="1" data-bbox="767 398 1509 667"> <tr> <td>予 算 件</td> <td rowspan="5">}</td> <td rowspan="5">議案0件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案 件</td> </tr> <tr> <td>認 定 12 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 3 件</td> </tr> <tr> <td>提 出 1 件</td> <td>計</td> <td>16 件</td> </tr> </table> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p>	予 算 件	}	議案0件	条 例 案 件	その他議案 件	認 定 12 件	報 告 3 件	提 出 1 件	計	16 件
予 算 件	}	議案0件										
条 例 案 件												
その他議案 件												
認 定 12 件												
報 告 3 件												
提 出 1 件	計	16 件										

区 分	件 名	概 要																		
◎報告 総務部 (3件)	<b>【認定第 14 号】</b> 令和4年度三重県林業改善 資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの																		
	<b>【認定第 15 号】</b> 令和4年度三重県沿岸漁業 改善資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの																		
	<b>【認定第 16 号】</b> 令和4年度三重県中小企業 者等支援資金貸付事業等特 別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの																		
	<b>【認定第 17 号】</b> 令和4年度三重県港湾整備 事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの																		
	<b>【報告第 15 号】</b> 私債権の放棄について	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条 の規定に基づくもの																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="461 1176 724 1205">＜参考＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1205 638 1234">農林水産部:1件</td> <td data-bbox="638 1205 724 1234"></td> <td data-bbox="724 1205 1509 1234">469,946円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1234 638 1263">雇用経済部:2件</td> <td data-bbox="638 1234 724 1263">17,262,000円</td> <td data-bbox="724 1234 1509 1263"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1263 638 1292">県土整備部:2件</td> <td data-bbox="638 1263 724 1292"></td> <td data-bbox="724 1263 1509 1292">482,680円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1292 638 1321">警察本部:1件</td> <td data-bbox="638 1292 724 1321">1,209,600円</td> <td data-bbox="724 1292 1509 1321"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1321 638 1368">合 計 :6件</td> <td data-bbox="638 1321 724 1368">19,424,226円</td> <td data-bbox="724 1321 1509 1368"></td> </tr> </tbody> </table>			＜参考＞			農林水産部:1件		469,946円	雇用経済部:2件	17,262,000円		県土整備部:2件		482,680円	警察本部:1件	1,209,600円		合 計 :6件	19,424,226円	
＜参考＞																				
農林水産部:1件		469,946円																		
雇用経済部:2件	17,262,000円																			
県土整備部:2件		482,680円																		
警察本部:1件	1,209,600円																			
合 計 :6件	19,424,226円																			

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<b>【報告第 16 号】</b> 令和4年度決算に係る健全化 判断比率について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の 規定に基づくもの
	<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○健全化判断比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質赤字比率            — % (    — %) 【 3.75】</li> <li>・連結実質赤字比率       — % (    — %) 【 8.75】</li> <li>・実質公債費比率   12.1 % ( 12.0 %) 【 25.0】</li> <li>・将来負担比率   169.4% (168.3%) 【400.0】</li> </ul> <p>※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる会計が黒字であり、            比率が算定されないため、「—」を表示している。( )は昨年度の数値。</p> <p>※ 比率の右横の【 】内の数値は早期健全化基準を示す。本県においては、            いずれの数値も早期健全化基準を上回っていない。</p>	
	<b>【報告第 17 号】</b> 令和4年度決算に係る資金不 足比率(特別会計分)につい て	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の 規定に基づくもの
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○資金不足比率</p> <p>令和4年度決算において、地方卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計のいずれも資金剰余            (黒字)であるため、資金不足比率が算定されない。</p>		

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	令和4年度三重県内部統制 評価報告書	地方自治法第150条第6項の規定により、内部統制の整備状況及び運用状況について評価した報告書を監査委員の意見を付けて提出するものである。

令和5年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その6)

区 分	件 名	概 要																								
<p>◎予算 総務部</p>	<p>(1件) 【議案第 29 号】令和5年度三重県一般会計補正予算(第3号)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>議 案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>定 告</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認 報</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援、児童相談所等における安全確認の徹底や社会福祉施設等に対する指導監査体制の充実、人手不足に対する担い手確保対策や職場環境整備、ジェンダーギャップの解消に向けた実態調査及び県産水産物の輸出先の開拓支援や消費拡大などに取り組むための補正予算。約40億円)</p>	予 算	1 件	}	議案 1件	条 例	1 件	その 他	1 件	議 案	1 件	定 告	1 件	認 報	1 件			提 出	1 件			計	1 件		
予 算	1 件	}	議案 1件																							
条 例	1 件																									
その 他	1 件																									
議 案	1 件																									
定 告	1 件																									
認 報	1 件																									
提 出	1 件																									
計	1 件																									



## 令和 5 年第 2 回定例会 9 月定例月会議 議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和 5 年 1 0 月 2 0 日 (金)  
 全員協議会終了後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	備考
総務部	○	} 一括聴取
地域連携・交通部	○	
防災対策部	○	
県土整備部	○	
政策企画部	○	} 一括聴取
雇用経済部	○	
観光部	○	
教育委員会	○	
医療保健部	○	} 一括聴取
子ども・福祉部	○	
環境生活部	○	} 一括聴取
農林水産部	○	





## 議 員 派 遣 一 覧 表

## 1 子どもに関する政策討論会議に係る県内調査

## (1) 派遣目的

子どもに関する喫緊の政策課題について、子どもに寄り添った政策立案及び政策提言に関する調査を行うため、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりに取り組む「NPO法人太陽の家」並びに子どもたちが一日のうち多くの時間を過ごす小中学校の中から「四日市市立三重小学校」及び「四日市市立西笹川中学校」を対象に、それらの取組の現状、課題等を聴取する。

(2) 派遣場所 三重県桑名市及び四日市市

(3) 派遣期間 令和5年11月2日 1日間

(4) 派遣議員 世古 明 議員 龍神 啓介 議員  
 石垣 智矢 議員 稲森 稔尚 議員  
 藤根 正典 議員 小島 智子 議員  
 杉本 熊野 議員 石田 成生 議員  
 東 豊 議員 今井 智広 議員  
 稲垣 昭義 議員 中森 博文 議員

## 2 子どもに関する政策討論会議に係る県内調査

## (1) 派遣目的

子どもに関する喫緊の政策課題について、子どもに寄り添った政策立案及び政策提言に関する調査を行うため、県内において特に積極的に子どもの支援に関する取組を行う「伊勢市」及び「社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会」を対象に、それらの取組の現状、課題等を聴取する。

(2) 派遣場所 三重県伊勢市

(3) 派遣期間 令和5年11月29日 1日間

(4) 派遣議員 世古 明 議員 龍神 啓介 議員  
 石垣 智矢 議員 稲森 稔尚 議員  
 藤根 正典 議員 小島 智子 議員  
 杉本 熊野 議員 石田 成生 議員  
 東 豊 議員 今井 智広 議員  
 稲垣 昭義 議員 中森 博文 議員

### 3 再生可能エネルギーに関する検討会に係る県外調査

#### (1) 派遣目的

再生可能エネルギーの導入に関して、調査及び検討を行うため、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定した山梨県、洋上風力発電の推進と地元との共生策の母体となる銚子協同事業オフショアウインドサービス株式会社及び「宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税条例」等を制定した宮城県において、調査を行う。

(2) 派遣場所 山梨県、千葉県及び宮城県

(3) 派遣期間 令和5年11月6日から8日まで 3日間

(4) 派遣議員 吉田 紋華 議員 平畑 武 議員  
廣 耕太郎 議員 野口 正 議員  
小林 正人 議員 長田 隆尚 議員  
舟橋 裕幸 議員 津田 健児 議員

### 4 地方議会活性化シンポジウム 2023

#### (1) 派遣目的

地方議会活性化シンポジウム 2023 に参加することで、各地方議会において活躍している多様な人材や先駆的に取り組まれている多様な実践に触れるとともに、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等について議論を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和5年11月13日 1日間

(4) 派遣議員 荊原 広樹 議員 川口 円 議員  
野口 正 議員 石田 成生 議員  
東 豊 議員 青木 謙順 議員

## 5 第23回都道府県議会議員研究交流大会

### (1) 派遣目的

都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和5年11月14日 1日間

(4) 派遣議員 荊原 広樹 議員 川口 円 議員  
野口 正 議員 石田 成生 議員  
長田 隆尚 議員

## 6 令和5年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

### (1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和5年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。

(2) 派遣場所 東京都千代田区平河町

(3) 派遣期間 令和5年11月17日 1日間

(4) 派遣議員 松浦 慶子 議員 喜田 健児 議員  
石垣 智矢 議員 藤根 正典 議員  
谷川 孝栄 議員 東 豊 議員  
西場 信行 議員



## 10月20日の議事予定

## 開 議

## 諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案、認定議案及び監査委員の審査意見書の配付について
- ・地方財政健全化法に基づく監査委員の審査意見書の配付について
- ・令和4年度三重県内部統制評価報告書及び監査委員の同審査意見書の配付について

- 日程第1 議案第19号から議案第28号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 日程第2 認定第1号から認定第5号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 日程第3 請願の件  
〔討論、採決〕
- 日程第4 意見書案第4号から意見書案第13号まで  
〔討論、採決〕
- 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第6 認定第6号から認定第17号まで  
〔提案説明、委員会付託〕
- 日程第7 議案第29号  
〔提案説明〕

- 
- (休憩) 全員協議会  
議案聴取会  
予算決算常任委員会  
議会運営委員会  
予算決算常任委員会理事会
-

議案第29号  
〔質疑、委員会付託〕

日程第8 議員派遣の件

休会の件  
散 会

---

予算決算常任委員会政策企画雇用経済観光分科会  
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会  
予算決算常任委員会教育警察分科会

予算決算常任委員会総務地域連携交通分科会  
予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会  
予算決算常任委員会医療保健子ども福祉病院分科会

委員長会議

令和5年10月18日 総務部

## 質問の通告期限について

## 1 経緯

令和5年6月29日の議会運営委員会において、通告期限は、令和5年9月定例会会議から申合せどおり質問日の2日前とされ、その際、「課題はあるという認識のもと、今後必要があれば協議を行う」こととされました。その後、令和5年9月11日の議会運営委員会において、「令和5年9月定例会会議の様子を見て、執行部から聴き取りを実施し、通告期限について議会運営委員会で協議を行う」とされたところです。

## 2 通告期限の変更による影響

通告期限の変更による影響として、時間外勤務が約64%増加する結果となりました。これは、通告後の作業のほとんどが質問日の2日前の夜間に集中し、時間外勤務を前提としたスケジュールとなることから、職員の時間外勤務や負担感が増加したものとみられます。

## 【参考】 令和5年6月・9月定例会会議の一般質問にかかる職員の対応時間数

	質問日3日前		質問日2日前		質問日1日前		合計	
	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
R5.6 時間数	852時間 [通告]	435時間	761時間	532時間	473時間 [作業期限]	220時間	2086時間	1187時間
R5.9 時間数	608時間	470時間	719時間 [通告]	978時間 [作業期限]	729時間	494時間	2056時間	1942時間
6・9月 比較	-244時間 (-28.6%)	+35時間 (+8.0%)	-42時間 (-5.5%)	+446時間 (+83.8%)	+256時間 (+54.1%)	+274時間 (+124.5%)	-30時間 (-1.4%)	+755時間 (+63.6%)

## 3 仕事の進め方改革と時間外勤務の削減の取組

県では、新たな行政課題や多様化する県民ニーズ、災害等にも迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスを提供していくため、行財政改革に取り組んでいます。

このような中、デジタル技術を活用した業務の効率化など、仕事の進め方改革を推進するとともに、ライフ・ワーク・マネジメントの観点から、職員の時間外勤務の削減にも努めています。

議会関係業務についても、①答弁資料のペーパーレス化、②デジタルコミュニケーションツールを活用した情報共有、③テレビ会議システムによるレクの実施、④予算編成システムのDX化など、業務効率化と作業時間削減の取組を進めているところです。

「みえ元気プラン」に掲げる行財政改革の取組を一層進めるため、仕事の進め方改革の推進に県議会のご理解・ご協力をいただき、通告期限について、今回の調査結果等を踏まえ、ご議論をいただきますようお願いいたします。





令和5年10月18日

## 電子採決システムの使用に関する検討について

議場音響設備更新工事に併せて設置した電子採決システムについて、今後、実際に採決で使用するかどうか、使用するとしたらどのように運用していくか等の検討をお願いします。

## I 議会運営委員会の調査結果

## 1 電子採決の使用方法

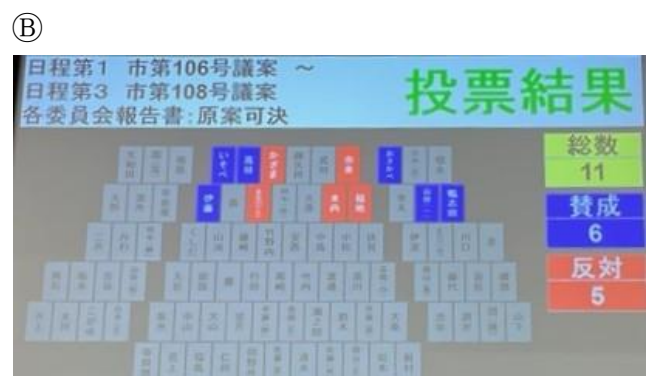
四日市市議会、横浜市会を調査したところ、現在の本県で起立により行っている採決のすべてを電子採決とし、「賛成」又は「反対」のボタンを押して表決していました。

## 2 採決の流れ（横浜市の例）

議長	議員	スクリーン
これより、採決に入ります。採決の方法は、押しボタンによる記名投票といたします。まず、議案第〇号～議案第〇号を採決いたします。委員会の報告は原案可決であります。本案は、各委員会報告どおり、決定することについて投票願います。	※投票開始前は、ボタンを押しても反映されません。	日程、議案番号、委員会報告書：原案可決を表示 ※①②の上方の帯を参照
押し間違いはございませんか。 (すべての議員の投票を確認し次第) これにて、投票を終了いたします。	賛成又は反対 ボタンを押す (一度押しても、押し直し可能)	① 投票中
総数〇、賛成〇、反対〇、よって原案どおり可決されました。	※投票締切後は、ボタンを押しても反映されません。	② 投票結果



- ①出席者の議席を白で表示
- ②「賛成」青、「反対」赤のボタンを押す
- ③スクリーンに反映



- ①投票を締め切るとボタンは押せなくなる
- ②総数、賛成、反対の集計結果が表示される

### 3 電子採決の使用による影響

#### (1) メリット

- ・賛成、反対の数と議員名が明確になる。
- ・傍聴者にとっても議員の賛否がわかりやすくなる。
- ・起立することが困難な場合の採決手段になる。

#### (2) デメリット

- ・起立採決と比べて時間を要する。
- ・システムトラブルが発生すると、会議の進行が遅れる。  
(トラブル発生時は起立採決に切り替える)
- ・押し忘れ、押し間違いが発生する可能性がある。

### 4 本県で使用する場合に向けての留意点

ボタンは賛成と反対で色を分け、どちらを押しているのかわかりやすくする。

## Ⅱ 使用する場合、今後検討が必要な事項

### 1 会議規則の改正

表決の方法に電子採決を追加

### 2 申合せ等

電子採決を使用するのはどのような採決の場合か等について整理

### 3 議長口述、スクリーン等の表示

- ・わかりやすく間違いのない採決ができるよう、どのように口述するか。
- ・賛成、反対、どちらのボタンを押したか、経過をスクリーンで表示し、押し直しもできるようにするか。

## Ⅲ 検討のスケジュール案

令和5年	10月～11月	議会運営委員会で協議、各党派調整、方針決定 会議規則案や申合せ案等検討 (使用する方向となった場合)
	11月～12月	代表者会議 ・会議規則案、申合せ案等を確認 ・議会運営委員会提出の議案とすることを決定
	12月20日	議会運営委員会で、議案を採決
	12月21日	本会議で会議規則の採決、閉会后操作研修
令和6年	1月	令和6年定例会から使用開始